

電子取引業務の認可のお知らせ

当社（株式会社エード・ライフ）は不動産特定共同事業許可 大阪府知事第 11 号において、個人の資産形成として不動産小口化商品の運営を行っておりますが、この度インターネット上において契約締結が可能な電子取引業務の認可を取得いたしました。

（認可日：令和 2 年 4 月 21 日）

不動産特定共同事業に係る電子取引業務は適正な運営の確保と投資家の利益の保護を図ることを目的とし、国土交通省（HP）にも記載されている不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドラインに沿った事業を展開してまいります。

不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン

<http://www.mlit.go.jp/common/001283702.pdf>

現在の商品は、1口100万円からの運用商品でございますが、今後は1口10万円単位でインターネット上でも契約締結可能な商品も提供してまいります。

詳しくは、追ってご案内させていただきます。

令和 2 年 4 月 2 7 日

株式会社エード・ライフ